

平成 29 年 5 月 25 日現在

機関番号：12501

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2013～2016

課題番号：25590018

研究課題名(和文) 準契約概念の系譜的研究

研究課題名(英文) A study on the concept of quasi-contract

研究代表者

金子 敬明 (Kaneko, Yoshiaki)

千葉大学・大学院専門法務研究科・教授

研究者番号：80292811

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,700,000円

研究成果の概要(和文)：これまで、不当利得法といえばドイツ法が圧倒的な体系性をもつとされ、日本でも外国法としてはもっぱらドイツ法が参照される傾向にあった。しかし、フランスの不当利得法を対象に、その内在的な論理に従って、訴権を基準に類型化して分析したうえで、さらに類型相互間の影響関係を叙述する、という方法をとる場合に、同じ対象についてドイツの類型論をあてはめて外在的に分析する論考と比較して優位性をもつことが示された。今後は、訴権中心の類型化という手法を、フランスのみならず、その他の法体系の不当利得法の分析の際に用いることで、未解明の問題のありかや、法的問題へのありうる解決を考える際の指針を得られることが期待される。

研究成果の概要(英文)：German unjust enrichment law has been appreciated as a "model" for unjust enrichment law in general. However, an analysis on the same topic in French law seems to show a promising future of a new approach, in which systematization of the field is not based on performance (Leistung) but on actions which justify the claimant's submission. This approach may be useful in analyzing unjust enrichment law in other jurisdictions, such as Japanese and English law.

研究分野：民法

キーワード：準契約

1. 研究開始当初の背景

不当利得法については、ヨーロッパ統一民法典を目指すプロジェクトの一環として学者グループによる研究成果が公表されており (Study Group on a European Civil Code, Principles of European Law: Unjustified Enrichment, Seiller, 2010) 日本でも部分的にはこれに刺激を受けて、2011年に日本私法学会において「不当利得法の現状と展望」と題するシンポジウムが開催された。

このような努力にもかかわらず、不当利得法が、比較的洗練された体系を備えた契約法や不法行為法と比較して、ごちゃごちゃした、見通しがきかない分野であるという印象を与えることは否定しがたい。

このことから素朴に出てくる疑問は、そもそも「不当利得」という問題設定自体が適切なものか、ということである。不当利得法で扱われる具体的な問題は、契約の無効・取消し後の事後処理、家族間において無償で供給された労働の対価ないし補償の事後の請求、他人の物への費用投下など、多岐にわたる。これらに等しくあてはまる法原理を見出すことが簡単でないことは、容易に想像できる。

もっとも、ドイツの不当利得法でも、不当利得を一元的にとらえるかつての衡平説に代わって、類型論が台頭している。しかし、そこでいう類型化は、給付による場合がそうでないかという、条文 (ドイツ民法 812 条 1 項) の文言に強く依存した形でおこなわれている。このような類型化が、ケース・ローとしての性格を持つともいわれる不当利得法を扱うやり方として適切かどうかは、議論の余地がある。いいかえれば、現実に発生している事件を分類する視点として、給付という切り口が適切かどうかは、疑問視されてしかるべきだと思われる。

また、ドイツでは、2 当事者間ではなく 3 当事者ないしそれ以上の当事者間で不当利得が問題となる場合にも、給付によるかどうかという類型化が施されている。しかしこの点も同様に、実際に生じている事件の分類として適切か、疑問に付することができよう。

2. 研究の目的

1 で述べたような動機から、本研究では、不当利得法の問題だとされる事件を 1 つ 1 つ洗い直し、ボトム・アップ形式で新たな類型化を図ることを目的とした。

もっとも、類型化は、それ自体が目的であるというよりは、以下のようなさらなる大きな目標に到達するための手段である。

すなわち、このようにして抽出された各類型の内部において、どのような事例についてどのような解決が図られているか、どのような解決が妥当か、それを基礎づける理論としてどのようなものが考えられるか、を検討す

る。次に、それが終わったならば、各類型間で、背後にある理論にどのような偏差があるか、1 つのまとまった分野として統合することが妥当かをさらに検討することができる。このようにすることで、初めて、「不当利得法」という体系化が可能かどうかを検証することが可能になると研究代表者は考える。

以上要するに、本研究は、ボトム・アップ形式で具体的なケースから、不当利得法にアプローチすることを志向するものである。

とはいえ、もとより、ある類型をどのようにくりだすかという判断は、その類型の背後に何らかのまとまった理論を想定できるかどうかという判断と不即不離の関係にある。その意味で、具体的なケースと理論とを両にらみにしながら、類型をくりだしていく必要があることは、所与の前提である。

3. 研究の方法

2 で述べたような目的意識で作業を行うにあたり、ドイツ法を素材とすることは必ずしも適切でない。なぜならば、ドイツ法の裁判例自体や学説によるそれらの整理が、ドイツ法の類型論という枠組みのもとでなされており、その枠組み (バイアス) を抜き去って事態を観察することは困難であるからである。

このことと、語学的な制約とを考慮して、本研究では、フランス法およびイングランド法を観察の対象とすることを志した。というのも、これらにおいては、ドイツ法の影響を受けつつも、影響を受ける以前の体系 (訴権中心の体系) が残されており、ドイツ法的な「不当利得」とは異なる視角から、法状況をよりバイアスの少ない形で、より客観的に眺めることができるのではないかと期待されるからである。

また、これらの国で、現在の法状況と、ドイツ法の影響を受ける前の法状況とを比較することにより、観察の精密度をさらに上げることが期待されたところである。

ところで、フランス法及びイングランド法のいずれにおいても、「不当利得」と異なりつつも (例えば、事務管理を含むという点では明らかに異なる) それと交錯して、「準契約」(quasi-contract/quasi-contrat) という謎めいた概念が出てくる。例えば、フランス法では、2016 年 10 月から施行された債権法関係の法改正以前には、「準契約」という章が設けられ (旧 1371 条以下) その章では事務管理と非債弁済とが規定されていた。もっとも、同改正により、事務管理、非債弁済、不当利得 (enrichissement injustifié) とをまとめる概念として「その他の債務発生原因」という平板な語が用いられるに至っており (新 1300 条) このエピソードが象徴するように、準契約概念は、無用なものとして、今日ではいずれの国においてもほとんど放

棄されていると言ってよい。しかし、上記のように、過去に遡行し、ドイツ不当利得法の影響を受ける前の両国の不当利得法を觀察する上では、この概念はそれなりに有用なものである可能性があると思われた。本研究が、表題として「準契約」の語を掲げることにしたのは、このような経緯に基づく。

なお、当初は、イングランド法の検討を研究代表者が、フランス法の検討を研究分担者が、それぞれ担当する予定であった。しかし、もっぱら研究代表者に帰せられるべき事情により、イングランドの不当利得法に関する作業は、十分に進めることができなかった。かくして、本研究では、まずはフランス法をじっくりと觀察することに重点が置かれることになった。今後、4で述べる研究成果を基礎にして、イングランドの複雑な不当利得法ないし原状回復法の新たな類型化・体系化作業にさらに取り組んでいきたい。(なお、本報告書の記載の全部は、もっぱら研究代表者によるものであることを、ここで付記しておく。)

4. 研究成果

(1) 準契約概念

準契約という概念は、紀元後2世紀にガイウスが、債務を、効果に即して、契約、不法行為のほかに、準不法行為(不法行為と効果が似る)および準契約(契約と効果が似る)の4つに分類したことに端を発する。その後、この概念はほとんど無視されていたが、18世紀にポチエがこの概念を再生させた。しかしこの際に、もともとは効果に即した分類であったものを、ポチエは発生原因に即した分類に変容させた。このポチエの考えを、フランス民法典の起草者もそのまま受け入れ、その結果、3で先述したような民法典での章立てに至ったものである。

2016年改正前のフランス民法典1371条からは、準契約の要素として、人の所為という法的事実(fait juridique)であること、それは自発的になされたものであること、そこから債務が発生すること、が規定されていることがわかる。このうち、準契約から発生する債務の性質という点において、損害を賠償するように債務が発生する不法行為および準不法行為とは異なって、準契約の場合には、利得を剥奪するように債務が発生するのであり、これが準契約の特徴である、と主張されることがある。しかし、事務管理の場合、利得者は、利得が出費者の損失を下回る場合であっても、損失にあたる出費額の出費者への償還が義務付けられるのであり、これを準契約の特徴とできるかどうかは疑問である。

また、上記の準契約の特徴づけから、準契約の基礎は衡平にある、と主張されることがある。しかしこれも、法はすべて衡平に関わるものであるともいい得ることを想起する

だけでも、具体的な内容に乏しいとの評価を下さざるを得ない。

かくして、イングランド法の分析に他日取り掛かった際に、そこで準契約という概念がそれなりの有用性を持つ可能性は否定できないものの、本研究としてはこの概念の有用性については懐疑的にならざるを得ない、という暫定的な結論に至った。ただし、準契約という問題設定は、不当利得と事務管理の両方を視野に収めるということを伴うが、この姿勢自体はきわめて重要であると考えられる。

(2) 現代フランスの不当利得法

研究分担者は、後述5で掲げる図書において、現代フランスの不当利得法を、狭義の不当利得返還請求訴権(action de in rem verso)、非債弁済の返還(condictio indebitii)、所有権に基づく返還(revendication)の関係(とりわけ、それに伴う果実・利息等の付随的返還)、契約の無効・取消しなどに伴う給付の巻き戻しの関係(これは、給付された物自体ないしそれに代わるものの返還と、それに付随する返還の両方を含む)という訴権ごとに、精緻な分析を加え、それぞれで形成された理論が相互にどのような影響を及ぼしているか、また、それぞれの訴権において、「何人も他人の犠牲において利得してはならない」(Nul ne peut s'enrichir au détriment d'autrui)という不当利得の観念がどのように現れているかを、整理した。

日本やドイツの不当利得の一般規定と類似した定式をもつ不当利得の観念を、フランス法において最もよく体现しているように見えるのは、狭義の不当利得返還請求訴権である。しかし、この訴権は、日本法の常識から想像されるところに反して、適用範囲が狭く、また多くの制約(補充性、損失が損失者の個人的利益によるものでないこと、損失者の過失がないこと、等)が付されていることが知られる。また、このことのコロラリーであるが、日本の不当利得法で扱われている事項は、フランスでは、狭義の不当利得返還訴権でない訴権で扱われることが少なくない。

研究分担者によってフランス法のありようがこのように整理されたことは、ドイツ以外の外国の不当利得法があまり知られていない日本において、ドイツとは異なる法体系のもとでの不当利得法の全容が示されたという点で、それ自体きわめて貴重なものである。

そこにおいて示された認識の精度をさらに高めることを企図して、本研究では次のような作業もおこなった。すなわち、フランスの不当利得法を訴権ごとに分けて描写するのは、いわば内在的な分析にあたるが、これにドイツ法的な類型論という外在的な視角から分析を加えた研究が存在する(Christian Filios, L'enrichissement

sans cause en droit privé français : analyse interne et vues comparatives. 1999)。そこで、年代は若干異なるとはいえ、同じ対象を違う視点から分析したものを比較することによって、さらなる視野の拡大や、新たな「気づき」を得られることが期待されたのである。以下、その結果の概略を示す。

第1に、契約の無効・取消しに伴う返還の關係について、日本では(売買契約の場合を念頭に置いて)、かつてはそれは物権的返還請求権の問題であり、したがって付随的返還の問題も日本民法 189 条以下の問題となる、という認識のされ方が支配的であったところ、ドイツの類型論が日本で紹介され浸透したのに伴って、それは物権的返還請求権の問題ではなく、したがって契約規範の問題として考えるべきものである、という認識が今日では一般化している。

しかし、給付された物ないしそれに代わるものの返還については、ひとまずそれで足りるとしても、返還までの間の果実や使用利益についてどの限度において返還すればよいのかという議論は、判例がほとんどないこともあり、十分になされていないように思われる。せいぜい、契約の両当事者ともその果実や使用利益を得る根拠となる権原を持っていなかったのだから、返還までの間に取得した果実や使用利益は互いに全部返すべきである、という類の、やや観念的な議論しかなされておらず、事案の詳細により分け入った具体的な議論が必要であると感じさせられる。なお、果実や使用利益の問題を考える際には、果実を収取した場合には果実収取のための費用の償還は請求できないとする日本民法 196 条 1 項の規定との関係で、費用償還法理----費用利得も、ドイツでは、類型の1つであるとはされるものの、さまざまな箇所でも明文の規定があるとされるせいか、不当利得法では十分に扱われておらず、日本でも事情は同様である----との関係を視野におさめる必要がある。この認識は、研究分担者の研究成果が強調するところでもある。

第2に、ドイツにおいて給付利得というときの「給付」の概念は、相当に手が込んだ、人工的なものである。すなわち、ドイツでの「給付」の定義は、「ある目的を達成しようとの考えのもと、意識的なやり方で、他人の財産が増加させられること」とされている。このように定義されている背景事情は、1つには、3者間利得(間接的利得)の例も同じ定義によって規律できるようにするためであり、もう1つには、目的不到達の不当利得を給付利得の中に入れようとするためであるとされる(藤原正則『不当利得法』39頁以下)。しかし、目的不到達の不当利得というマージナルな事例は措くとしても、3者間利得の事例は後述のように大きな問題領域をなしており、そこに給付という概念を柱として立てるといふ選択が適切かどうかは、(ド

イツのように給付によるかどうかという区別が条文上の根拠を持っていればともかく、持っていないのであればなおさら)疑わしいように思われる。

第3に、いま述べたように、3者間利得の事例にどのようにアプローチすべきかは、簡単でない問題である。

3者間利得が問題になる事案類型の1つとして、本来の転用物訴権の事例、たとえば、物についてある者からの依頼を受けて修理等を施し、物について増価が実現されているが、修理者は修理代金を受け取らないうちに物が所有者に引き上げられてしまったため、修理者が所有者に対し金銭的な請求をする(このとき、修理代金を請求することは、破産などの事情により難しいことが多い)という場合があることは間違いない。

また、同様に、そのような事案類型の存在につき争いがないであろうものとして、第三者が負っているはずの債務を、別の者が払ってしまい、しかし受領した相手に請求することは、破産などの事情により難しく、そこで本来の債務者に対して請求する、という場合がある。

さらに、以上の2つに加えて、銀行が顧客に代わって決済をしたが、その後、その決済プロセスに問題があること(支払指図の欠如、顧客口座の資金不足など)が判明するというケースも、特徴ある類型として抽出することができそうである。

総じて言えば、フランスでは3者間利得という問題設定が十分になされているようには見えない。これは一面では、訴権ごとに考えるという発想が強いために、2者間事例と3者間事例とを分ける発想が相対的に弱くなったためであるのかもしれない。また、3者間事例において、中間者を飛び越して請求することは認められないのが原則であるということが血肉化しているので、3者間利得の事例が、銀行が関係する事例を別にすると、あまり問題とならないという事情もあるのかもしれない。どちらであれ、その出発点となる発想自体は好ましいものであるが、反面で、不当利得の事例として取り上げることができるものを取り逃がしているという結果を招いているようにも見える。このことは、Filius 論文の、3者間利得の事例を分析する章(388頁以下)において、少なからぬフランスの判例が、3者間利得という統一的な観点からまとめて紹介されていることから受ける印象である。同論文はフランス法の現状にドイツの理論枠組みという型を(やや強引に)はめるとどういう結果が出てくるかを示したものであり、少なくともフランス法の分析としては、研究分担者がおこなったような訴権ごとの整理と比較して、魅力に乏しいことは確かであるが、3者間利得の事例の分析は、同論文がドイツ法の枠組みを導入したことによるメリットの1つといえよう。今後、イングランド不当利得法の分析という非常

に大きな課題とならんで、研究分担者が行ったフランス不当利得法の分析へのささやかな補注として、Filius 論文が示した3者間利得の事例分析をベースに、同論文が出て以降のこの20年間のフランス判例を補充し、さらに訴権ごとに組み替えたうえで、あらためて分析する、という課題にも、今後取り組んでいきたい。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 0 件)

〔学会発表〕(計 0 件)

〔図書〕(計 1 件)

齋藤 哲志、有斐閣、フランス法における返還請求の諸法理、2016、571

6. 研究組織

(1) 研究代表者

金子 敬明 (KANEKO, Yoshiaki)
千葉大学・大学院専門法務研究科・教授
研究者番号： 80292811

(2) 研究分担者

齋藤 哲志 (SAITO, Tetsushi)
東京大学・社会科学研究所・准教授
研究者番号： 50401013